

○弘前地区環境整備事務組合個人情報保護に関する法律施行細則

〔 令和5年3月31日 〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び弘前地区環境整備事務組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年弘前地区環境整備事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第2条 法第76条の規定による開示請求は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

(開示請求に対する決定通知等)

第3条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第3号）

2 法第82条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る開示決定等の期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(1) 条例第5条第1項に規定する保有特定個人情報（以下「保有特定個人情報」という。）に係る開示決定等についての法第83条第2項後段の規定による通知

(2) 条例第5条第2項後段の規定による通知

4 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る開示決定等の期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(1) 保有特定個人情報に係る開示決定等についての法第84条後段の規定による通知

(2) 条例第5条第3項後段の規定による通知

(事案の移送)

第4条 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る開示請求事案移送済通知書（様式第7号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第5条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付

(2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(3) 複写したものの交付

2 法第87条第1項ただし書の規定は、電磁的記録を用紙に出力したものによる開示について準用する。

(費用)

第6条 条例第3条第2項に規定する地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、弘前地区環境整備事務組合財務規則（昭和52年弘前地区環境整備事務組合規則第3号）第3条の規定によりその例によることとされた弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）第37条第1項の納入通知書により徴収する。

(保有個人情報訂正請求書)

第7条 法第90条第1項及び第2項の規定による訂正請求は、保有個人情報訂正請求書（様式第8号）により行うものとする。

(訂正請求に対する決定通知等)

第8条 法第93条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（様式第9号）

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書（様式第10号）

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

3 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る訂正決定等の期間延長通知書（様式第12号）により行うものとする。

(1) 保有特定個人情報に係る訂正決定等についての法第94条第2項後段の規定による通知

(2) 条例第6条第2項後段の規定による通知

4 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る訂正決定等の期間特例延長通知書（様式第13号）により行うものとする。

(1) 保有特定個人情報に係る訂正決定等についての法第95条後段の規定による通知

(2) 条例第6条第3項後段の規定による通知

(事案の移送)

第9条 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る訂正請求事案移送済通知書（様式第14号）により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第10条 法第97条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報に係る訂正実施通知書（様式第15号）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第11条 法第98条第1項及び第2項の規定による利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書（様式第16号）により行うものとする。

(利用停止請求に対する決定通知等)

第12条 法第101条第1項の規定による通知は、次に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第17号）

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報部分利用停止決定通知書（様式第18号）

- 2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第19号）により行うものとする。
 - 3 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る利用停止決定等の期間延長通知書（様式第20号）により行うものとする。
 - (1) 保有特定個人情報に係る利用停止決定等についての法第102条第2項後段の規定による通知
 - (2) 条例第7条第2項後段の規定による通知
 - 4 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る利用停止決定等の期間特例延長通知書（様式第21号）により行うものとする。
 - (1) 保有特定個人情報に係る利用停止決定等についての法第103条後段の規定による通知
 - (2) 条例第7条第3項後段の規定による通知
（法の施行の状況の公表）
- 第13条** 条例第9条の規定による法の施行の状況の公表は、毎年度の6月30日までに、その前年度における法の施行の状況を弘前地区環境整備事務組合のホームページ又は構成市町村の広報紙に登載して行うものとする。
- 2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況
 - (2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況
 - (3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況
 - (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況
 - (5) その他必要と認める事項
（委任）

第14条 この規則の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

費用の区分	地方公共団体等行政文書の種類	写しの種類	費用	
写しの作成に要する費用	文書、図画又は写真	複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)	
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費	
	フィルム	マイクロフィルム	用紙に印刷したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
				日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
		写真フィルム	印画紙に印画したもの	実費
	電磁的記録		用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費				
		録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、MOディスク、CD-R、DVD-RAM等に複写したもの	実費	
写しの送付に要する費用	全種	全種	郵便料	

様

請求者	氏名	
	本人との関係性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	住所	郵便番号
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏名	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	住所	郵便番号
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 電話番号 ()

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を請求する保有個人情報 （請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）		
求める開示の実施の方法		<input type="checkbox"/> 1 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 2 写しの交付 <input type="checkbox"/> 3 1及び2 → 写しの送付を <input type="checkbox"/> 1 希望する <input type="checkbox"/> 2 希望しない
写しの送付以外での開示を求める場合	実施希望日	年 月 日～ 年 月 日 ※期間の最終日は、開示請求書の提出をした日の翌日（郵送による請求の場合は投函日から4日後）から起算して15日以上空けてください。
	実施場所	弘前地区環境整備事務組合事務局

備考

- 1 該当する□内に✓印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状、印鑑登録証明書等）を提示し、又は提出してください。

※職員記載欄

担当課	
-----	--

(表)

様式第2号 (第3条第1項関係)

(指令番号)

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の全部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容								
開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容								
開示する保有個人情報の利用目的								
保有個人情報の開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示請求書において希望された次の方法等により開示を実施できます。 <table border="1"><tr><td>方法</td><td></td></tr><tr><td>日時</td><td></td></tr><tr><td>場所</td><td></td></tr></table>	方法		日時		場所		
	方法							
	日時							
	場所							
なお、別の方法等による開示の実施を希望する場合は、以下の方法等（※）を選択することができますので、本通知があった日から30日以内に同封した申出書により申し出てください。								
<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等による開示はできません。実施できる方法等は以下のとおり（※）ですので、都合の良いものを選択し、本通知があった日から30日以内に同封した申出書により申し出てください。（希望された方法等による開示が実施できない理由）								
	<table border="1"><tr><td rowspan="3">（※）</td><td>方法</td><td><input type="checkbox"/> 1 （場所）における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 2 （場所）における写しの交付 <input type="checkbox"/> 3 写しの送付（準備に要する日数：<u>備考4</u>に記載、送付に要する費用：_____円）</td></tr><tr><td>日時</td><td>年 月 日～ 年 月 日 8：30～17：00 (弘前地区環境整備事務組合の休日及び12：00～12：45を除く。)</td></tr><tr><td>場所</td><td></td></tr></table>	（※）	方法	<input type="checkbox"/> 1 （場所）における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 2 （場所）における写しの交付 <input type="checkbox"/> 3 写しの送付（準備に要する日数： <u>備考4</u> に記載、送付に要する費用：_____円）	日時	年 月 日～ 年 月 日 8：30～17：00 (弘前地区環境整備事務組合の休日及び12：00～12：45を除く。)	場所	
（※）	方法		<input type="checkbox"/> 1 （場所）における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 2 （場所）における写しの交付 <input type="checkbox"/> 3 写しの送付（準備に要する日数： <u>備考4</u> に記載、送付に要する費用：_____円）					
	日時		年 月 日～ 年 月 日 8：30～17：00 (弘前地区環境整備事務組合の休日及び12：00～12：45を除く。)					
	場所							

担 当 課	電話番号 ()
摘 要	

備考

- 1 提示された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の担当課へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 写しの送付を希望された場合であって、申出書によりそれ以外の方法等を希望するときは、同封した納入通知書による写しの送付に要する費用の納付を行わないでください。納付してしまった場合、返還できませんので、ご了承ください。
- 4 申出書により写しの送付を希望する場合、原則として申出書の提出があった日から2営業日後までに納入通知書を発送しますので、納入通知書により送付に要する費用を納付してください。納付が確認でき次第、写しを発送します。納付の確認に当たっては、通常1週間から4週間程度かかりますが、納付した後領収書の写しをファックス又はメールで以下の宛先に送付していただければ、その1営業日後までに保有個人情報の写しを発送します。
ファックス番号：0172(35)3824
メールアドレス：kankyouseibi@city.hirosaki.lg.jp
- 5 記載された写しの送付に要する費用は、見込額です。実際の額については、納入通知書をご覧ください。

(表)

様式第3号(第3条第1項関係)

(指令番号)

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない部分	
開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当 (理由)
開示しない部分を開示することができる期日及び範囲	年 月 日(当該部分の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて請求してください。) (範囲)
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前地区環境整備事務組合を被告として(訴訟において弘前地区環境整備事務組合を代表する者は管理者となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

保有個人情報の開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示請求書において希望された次の方法等により開示を実施できます。	
	方法	
	日時	
	場所	
	<p>なお、別の方法等による開示の実施を希望する場合は、以下の方法等（※）を選択することができますので、本通知があった日から30日以内に同封した申出書により申し出てください。</p> <input type="checkbox"/> 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等による開示はできません。実施できる方法等は以下のとおり（※）ですので、都合の良いものを選択し、本通知があった日から30日以内に同封した申出書により申し出てください。 （希望された方法等による開示が実施できない理由）	
	方法	<input type="checkbox"/> 1 （場所）における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 2 （場所）における写しの交付 <input type="checkbox"/> 3 写しの送付（準備に要する日数：備考4に記載、送付に要する費用：_____円）
	（※）日時	年 月 日～ 年 月 日 8：30～17：00 （弘前地区環境整備事務組合の休日及び12：00～12：45を除く。）
	場所	
担当課	電話番号（ ）	
摘要		

備考

- 1 提示された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の担当課へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 写しの送付を希望された場合であって、申出書によりそれ以外の方法等を希望するときは、同封した納入通知書による写しの送付に要する費用の納付を行わないでください。納付してしまった場合、返還できませんので、ご了承ください。
- 4 申出書により写しの送付を希望する場合、原則として申出書の提出があった日から2営業日後までに納入通知書を発送しますので、納入通知書により送付に要する費用を納付してください。納付が確認でき次第、写しを発送します。納付の確認に当たっては、通常1週間から4週間程度かかりますが、納付した後領収書の写しをファックス又はメールで以下の宛先に送付していただければ、その1営業日後までに保有個人情報の写しを発送します。
 ファックス番号：0172（35）3824
 メールアドレス：kankyouseibi@city.hirosaki.lg.jp
- 5 記載された写しの送付に要する費用は、見込額です。実際の額については、納入通知書をご覧ください。

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を開示しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
保有個人情報を開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当（理由）
開示することができる期日及び範囲	年 月 日（当該保有個人情報の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて請求してください。）（範囲）
<p>教示</p> <p>この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前地区環境整備事務組合を被告として（訴訟において弘前地区環境整備事務組合を代表する者は管理者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
担 当 課	電話番号 ()
摘 要	

（発送番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る開示決定等の期間延長通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項

弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年

弘前地区環境整備事務組合条例第1号）第5条第2項

の規定に基づき下記のとおり開示決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第83条第1項 <input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第1項の規定による開示決定等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	
担当課	電話番号 ()
摘要	

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る開示決定等の期間特例延長通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条
 弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年弘前地区環境整備事務組合第1号）第5条第3項

の規定に基づき下記のとおり開示決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
上記のうち開示請求があった日から <input type="checkbox"/> 30日以内 <input type="checkbox"/> 60日以内 に決定をする部分	
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第84条 <input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第3項の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報についての開示決定等の期限	年 月 日
担 当 課	電話番号 ()
摘 要	

様式第7号（第4条関係）

（発送番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る開示請求事案移送済通知書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定に基づき下記のとおり事案を移送したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
移送をした実施機関	
移送を受けた行政機関等及びその連絡先	電話番号 ()
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
担当課	電話番号 ()
摘要	

備考 移送された開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた行政機関等が行います。

年 月 日

様

請求者	氏名	
	本人との関係性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	住所	郵便番号
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏名	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	住所	郵便番号
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 電話番号 ()

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正を請求する保有個人情報 〔決定通知書の内容を〕 〔転記してください。〕	開示を受けた日 年 月 日
	開示決定通知書の指令番号・日付 弘環指令第 号 年 月 日
	開示請求に係る保有個人情報として特定された内容
訂正請求の趣旨及び理由	

備考

- 1 該当する□内に☑印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状、印鑑登録証明書等）を提示し、又は提出してください。

※職員記載欄

担当課	
-----	--

様式第9号（第8条第1項関係）

（指令番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の訂正をすることに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個人情報の内容	
訂正の内容	
担 当 課	電話番号 ()
摘 要	

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報部分訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を訂正することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正をしない部分	
上記部分の訂正をしない 理由	
教示 <p>この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前地区環境整備事務組合を被告として（訴訟において弘前地区環境整備事務組合を代表する者は管理者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
担 当 課	電話番号 ()
摘 要	

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を訂正しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
保有個人情報の訂正をしない理由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、弘前地区環境整備事務組合を被告として（訴訟において弘前地区環境整備事務組合を代表する者は管理者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	
担当課	電話番号 ()
摘要	

（発送番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る訂正決定等の期間延長通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項

弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年

弘前地区環境整備事務組合条例第1号）第6条第2項

の規定に基づき下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第94条第1項 <input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第1項の規定による訂正決定等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	
担当課	電話番号 ()
摘要	

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る訂正決定等の期間特例延長通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条

弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年

弘前地区環境整備事務組合条例第1号）第6条第3項

の規定に基づき下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第95条 <input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第3項の規定を適用する理由	
延長後の期限	年 月 日
担当課	電話番号 ()
摘要	

様式第14号（第9条関係）

（発送番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る訂正請求事案移送済通知書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定に基づき下記のとおり事案を移送したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
移送をした実施機関	
移送を受けた行政機関等及びその連絡先	電話番号 ()
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
担当課	電話番号 ()
摘要	

備考 移送された訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた行政機関等が行います。

様式第15号（第10条関係）

（発送番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

提供をしている保有個人情報に係る訂正実施通知書

（他の行政機関の長等）に提供している保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により下記のとおり訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正を実施した保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定をするための情報	
訂正の内容及び理由	
訂正実施年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号 ()
摘 要	

年 月 日

様

請求者	氏名	
	本人との関係性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	住所	郵便番号
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏名	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	住所	郵便番号
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 電話番号 ()

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止を請求する保有個人情報 〔決定通知書の内容を 転記してください。〕	開示を受けた日 年 月 日
	開示決定通知書の指令番号・日付 弘環指令第 号 年 月 日
	開示請求に係る保有個人情報として特定された内容
利用停止請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当→提供の停止
利用停止請求の理由	

備考

- 1 該当する□内に \surd 印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状、印鑑登録証明書等）を提示し、又は提出してください。

※職員記載欄

担当課	
-----	--

(指令番号)

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の利用停止をすることに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
担 当 課	電話番号 ()
摘 要	

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報部分利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を利用停止することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止をしない部分	
上記部分の利用停止をしない理由	
<p>教示</p> <p>この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前地区環境整備事務組合を被告として（訴訟において弘前地区環境整備事務組合を代表する者は管理者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
担当課	電話番号 ()
摘要	

（指令番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を利用停止しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
保有個人情報の利用停止をしない理由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前地区環境整備事務組合を被告として（訴訟において弘前地区環境整備事務組合を代表する者は管理者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	
担当課	電話番号 ()
摘要	

（発送番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る利用停止決定等の期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項

弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年

弘前地区環境整備事務組合条例第1号）第7条第2項

の規定に基づき下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第102条第1項 <input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第1項の規定による利用停止決定等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	
担当課	電話番号 ()
摘要	

（発送番号）

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る利用停止決定等の期間特例延長通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止については、

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条

弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年

弘前地区環境整備事務組合条例第1号）第7条第3項

の規定に基づき下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第103条 <input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第3項の規定を適用する理由	
延長後の期限	年 月 日
担当課	電話番号 ()
摘要	